

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
赤磐市	津崎地区	2020年11月9日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.07ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	13.76ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.87ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-0.7ha
(備考)水田については将来、大規模農家へ耕作を依頼する様準備をしていく事とする。畑地1.8haについては、栽培管理の容易な果樹を区として推奨し耕作放棄地にならない様に取り組むこととする。なお、現在、ほ場整備の工事中であり、一次利用から中間管理機構の活用を進めている。	

2 対象地区の課題

今後、新たな後継者は出て来ない様子である。少子高齢化及び定年延長などにより、就農しにくい状況下となっていること。そして水稻栽培においては、莫大な設備投資が必要であり安易なことでは担い手として新たには参画できない。息子はいるが跡を継げとは言えない状況である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後は地区内では農業に従事する人は見当たらず、農地利用は、中心経営体である認定農業者の大規模農家が担ってもらえるよう準備を進めている。ほ場整備の完了は今年9月予定であり、大型機械類に対応したほ場としている。地区内へ在住している農地の所有者はまもなく半数を割り込む様相であり、水利費の徴収・中間管理機構の活用等については、津崎区で一括管理することとしている。最終的な中心経営体は1(株A)と考えている。

畑地については、栽培管理の容易な果樹の推奨を区を挙げて取り組み、今後は新規就農者等を担い手としてお願いしたい。また、当地区へ予定されている就農支援センターともタイアップするなどして、土地利用の促進を図りたい。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(株)A	水稻	1.00 ha	水稻	15 ha	津崎区内
認農	B		3.03		ha	
認農	C		3.42		ha	
	D		2.00		ha	
	E		0.89		ha	
	F		0.96		ha	
	G		0.72		ha	
	H		1.57		ha	
	I		0.91		ha	
	J		0.26		ha	
	K		0.31		ha	
計	1法人、10人		15.07 ha		15 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。